

人工透析始める方は申請しておこう

- 特定疾病、身体障害者手帳のご案内 -

①特定疾病療養受療証

長期間にわたって高額な治療を必要とする人工透析を必要とする患者さんに対し、高額療養費の特例として（一般の高額療養費とは異なる）保険給付がなされ、透析治療の自己負担は1ヶ月1万円が上限となります。（一定以上の所得のある人は2万円が上限になります。）外来・入院・薬局等、それぞれでの負担が必要となります。また、入院時の食事代は自己負担です。申請した月から適用されますので、早急に申請に行くようにしてください。

●申請について

申請窓口	保険者 (健康保険組合やけんぽ協会、共済組合、市町村役場 担当課) や後期高齢者広域連合 お持ちの保険証をご確認ください
持参物	①特定疾病療養受療証交付申請書 ②医師が記載した意見書 ③保険証 ④個人番号通知カードまたはマイナンバーカード ⑤申請に行くかたの身分証明書（代理の方が申請に行く場合） ⑥委任状（別世帯の方が申請手続きにより即日交付を希望する場合） <small>なお、委任状には委任者と代理の方それぞれ異なる認め印が必要な場合があります</small>

※交付されましたら、確認をさせていただきたいので、各受付窓口ご提示ください。

②身体障害者手帳

内部障害（じん臓機能障害）の手帳を申請により、取得することができます。

●申請について

申請窓口	市町村役場 担当課
持参物	①身体障害者手帳交付申請書 ②県知事の指定した医師の診断書（所定書式あり） ③写真（上半身、正面、無帽、縦4cm×横3cm）1枚 ④個人番号通知カードまたはマイナンバーカード ⑤申請に行くかたの身分証明書

重度心身障害者・児医療費助成

医療費の助成を受けることができる可能性があります。

詳細は手帳の交付を受ける際に市町村役場 担当課までお問い合わせ下さい。

※交付されましたら、確認をさせていただきたいので、各受付窓口にご提示ください。

